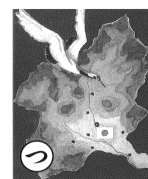




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年8月6日（金） 第9924号

目次

	ページ
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定の申請（農業構造政策課）	2
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	2
○開発工事の完了（建築課）	3
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）	3
入札公告	
○一般競争入札の実施（業務プロセス改革課）	13
○同（会計管理課）	15

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
沼田市岡谷町字戸神907番	田	1,401	(亡)大竹かつ

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続き後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（水稲作）

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和3年11月25日	令和13年12月24日まで (10年1か月)	131,416円 (年額9,303円/10a)

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年8月20日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により嬭恋土地改良区の定款の変更を令和3年7月29日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字南玉字中原683-1、683-6、683-17、383-18	佐波郡玉村町大字南玉683番地1 鹿目泰邦、鹿目友香
2	邑楽郡邑楽町大字中野字勝美原907-1	邑楽郡邑楽町大字中野907-4 川島勇輔
3	邑楽郡千代田町大字新福寺字神明林560-3	邑楽郡千代田町大字赤岩1918番地の2 ヴィラ・エステートB棟201 木村祐也
4	邑楽郡邑楽町大字中野字新井778-1	邑楽郡邑楽町大字中野3147番地3 リビールI 101 常見雅也
5	佐波郡玉村町大字板井字太夫塚1234-1、1234-8、字一本木1250-7、1250-9	伊勢崎市宮子町2947 藤コーポラス203 原田祐輝

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月6日

群馬県公安委員会委員長 町田 錦一郎

群馬県公安委員会規則第9号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号及び第3号中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

第10条第2項中「前面及び側面を同時に撮影した手札判カラー写真及び」を「前後及び両側面を撮影したカラー写真並びに」に改める。

第11条第1項中「別記様式第8」を「別記様式第6」に改める。

第12条の見出し中「指定書等の備付」を「指定証等の備付け」に改め、同条第1項中「又は当該指定」を削る。

第13条中「当該指定証等を」を「緊急自動車等として使用しなくなった自動車に係る指定証等又は発見した指定証等を、別記様式第11の2の返納届に添え」に改める。

第21条の2第4号中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

第23条第1号ア及びイ中「二輪又は三輪の」を削る。

別表第1「駐車禁止」の規制の項第15号中「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

別記様式第1中「㊟」を削る。

別記様式第3裏面中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第3の2裏面中「第44条」を「第44条第1項」に、「車いす移動車」を「車椅子移動車」に改める。

別記様式第3の3裏面及び別記様式第3の4裏面中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第4中「㊤」を削る。

別記様式第6から別記様式第11までを次のように改める。

別記様式第6（規格A4）（第10条、第11条関係）

緊急自動車指定申請書 道路維持作業用自動車届出書	
年 月 日	
群馬県公安委員会 宛て	
住所 申請（届出）者 氏名	
用途	
自動車を使用する者の 住所及び氏名	
自動車の種類 車名及び型式	
自動車登録番号 又は車両番号	
自動車の使用の 本拠の位置及び名称	
備考	

記入上の注意

- 1 申請（届出）者又は自動車を管理する者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 自動車登録番号又は車両番号が決定していない場合は、車台番号を記入すること。

別記様式第7（規格A5）（第10条関係）

第 号 緊急自動車 指定証 道路維持作業用自動車 年 月 日 群馬県公安委員会 印	
用 途	
自動車を使用する者の 住所及び氏名	
自動車の種類 車名及び型式	
自動車登録番号 又は車両番号	
自動車の使用の 本拠の位置及び名称	

別記様式第8 削除

別記様式第9（規格A5）（第11条関係）

群馬県公安委員会（ ）第 号 緊急自動車 届出確認証 道路維持作業用自動車 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 群馬県公安委員会 印 </div>	
用 途	
自動車を使用する者の 住所及び氏名	
自動車の種類 車名及び型式	
自動車登録番号 又は車両番号	
自動車の使用の 本拠の位置及び名称	

別記様式第10（規格A4）（第12条関係）

緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車届出確認証 記載事項変更届 年 月 日 群馬県公安委員会 宛て 住所 届出者 氏名			
変 更 事 項	項 目	の変更	
	内 容	変 更 前	変 更 後
	年 月 日	年 月 日	
理 由			
指定証等の番号 及び年月日	第 号	年 月 日	
備 考			

別記様式第11（規格A4）（第12条関係）

緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車届出確認証		再交付申請書
		年 月 日
群馬県公安委員会 宛て		
住所 申請者 氏名		
指定証等の番号	第 号	
及び年月日		年 月 日
自動車の種類・ 車名・型式・ 自動車登録番号 又は車両番号		
自動車を使用する者の 住所及び氏名		
自動車の使用の 本拠の位置及び名称		
再交付を申請 しようとする理由		
備 考		

別記様式第11の次に次の1様式を加える。

別記様式第11の2（規格A4）（第13条関係）

緊急自動車指定証 返納届 道路維持作業用自動車 届出確認証	
年 月 日	
群馬県公安委員会 宛て	
住所 届出者 氏 名	
指定証等の番号 及び年月日	第 号 年 月 日
用 途	
自動車登録番号 又は車両番号	
返納の理由	
備 考	

別記様式第13中「㊟」を削る。

別記様式第14裏面中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別記様式第20及び別記様式第22中「申請者 印」を「申請者 」に改める。

別記様式第24中「㊟」を削る。

別記様式第31の2中「、眼鏡等（視力を矯正している場合）及び印鑑」を「及び眼鏡等（視力を矯正している場合）」に改める。

別記様式第31の3中

「

	性 別	男・女
--	-----	-----

 を

「

--

 に改める。」

別記様式第33及び別記様式第33の2中「ボールペンで自書して」を「記載して」に改める。

別記様式第34の2及び別記様式第34の4中「氏名 印」を「氏名 」に、

「2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 を

3 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。」を

「2 添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定による申請書等については、改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県道路交通法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年8月6日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 第5次群馬県庁情報通信ネットワークWAN回線 1式
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年9月30日まで
- (4) 対象施設 県庁舎等（行政庁舎、議会庁舎、警察庁舎及び昭和庁舎）、地域機関及び専門機関（242施設。うち県外3施設。）並びに第2次群馬自治体情報セキュリティクラウド
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し単独企業による条件付一般競争入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年8月18日（水）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月16日（木）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県知事戦略部業務プロセス改革課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による電気通信事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている事業者又は同法第16条第1項の規定による電気通信事業の届出をしている事業者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (9) 本件と同種の業務について、実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課デジタル基盤室デジタル基盤係（担当 中澤） 電話027-226-2345（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 令和3年8月6日（金）から同月17日（火）までの毎日、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和3年8月26日（木）までに入札参加資格確認通知書で通知する。
ア 申請書等の提出期限 令和3年8月18日（水）午後4時まで（受付日及び時間は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時まで

で)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「第5次群馬県庁情報通信ネットワークWAN回線入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年9月17日（金）午前10時 群馬県庁舎4階コンピュータ研修室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月16日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県知事戦略部業務プロセス改革課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「第5次群馬県庁情報通信ネットワークWAN回線入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of contract: Wide Area Network For The 5th Gunma Prefectural Government Information And Communication Network

(2) Fulfillment period: From the day of commencement through September 30, 2028

(3) Dates of issue for tender documents: Tender documents will be available from August 6 through August 17, on the prefecture's website.

(4) Date and time for submission of tenders: September 17, 2021, 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by September 16, 2021, 4:00 p.m.)

(5) Contact point for the notice: Business Process Reengineering Division, Digital Infrastructure Office, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken 371-8570, Japan, Phone +81-27-226-2345 (Only available in Japanese language)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和3年8月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置（LC-MS/MS） 一式
- (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月4日（金）
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であり、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和3年8月26日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月9日（木）までに資格者名簿に登録され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 白岩光司 電話027-226-3820（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和3年8月6日（金）から同年9月9日（木）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和3年9月17日（金）午前11時00分
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁22階222会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和3年9月16

日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「高速液体クロマトグラフ質量分析装置の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。))

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和3年9月9日(木)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
liquid chromatography mass spectrometer (LC-MS/MS)	1	11:00 a.m. September 17, 2021

- (3) Delivery period: February 4, 2022
- (4) Contact point for notice: SHIRAIWA Kouji, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel: 027-226-3820(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111